

令和5年6月定例教育委員会 会議録

6月定例教育委員会を令和5年6月27日（火）午前10時 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 長谷川教育部長 小幡子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 山田統括主査

野口指導主事 酒井指導主事

【文化スポーツ課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第18号議案 犬山市図書館協議会委員の任命について
 - 第19号議案 犬山城管理委員会委員の委嘱について
 - 第20号議案 犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について
 - 第21号議案 犬山市民展審査会委員の委嘱について
 - 第22号議案 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について
 - 第23号議案 犬山市図書館協議会規則の一部改正について
 - 第24号議案 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
 - 第25号議案 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 第26号議案 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和5年6月定例議会について
 - (3) 犬山学び場「みらい」について
 - (4) 7月・8月行事予定表について
 - (5) 犬山市子ども・子育て会議委員の委嘱について
 - (6) 令和5年度困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会 「発達に障がい(凸凹)のある子どもへの上手な支援」

- (7) 青少年センター紹介カードについて
- (8) 犬山城みらいサポーターの募集について
- (9) いじめ防止に向けて

6 自由討議

教職員の非違行為防止について

7 その他

8 閉会

◆議事内容

	開 会
教 育 長:	ただ今より6月定例教育委員会を開催します。
	教育長報告
教 育 長:	<p>皆さんおはようございます。定例教育委員会へのご出席ありがとうございます。学校訪問の折には、お顔を合わせながらも、なかなかゆっくりとお話をさせていただくことができませんでした。申し訳ありません。</p> <p>さて、前期の学校訪問は昨日の城東中学校で一区切りついたわけですが、委員の皆様方には、学校現場のいい面もそうでない面も率直にお感じになられたところがあると思います。いろいろな場でご意見をお聞かせいただき、それぞれの学校づくりに活かしてもらえるように現場に伝えたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは6月の定例会を始めさせていただきます。</p>
	第18号議案
教 育 長:	第18号議案「犬山市図書館協議会委員の任命について」、事務局お願いします。
坂野課長:	犬山市図書館協議会は、図書館法及び犬山市図書館協議会規則に基づいて設置されます。委員は教育委員会が任命するもので、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べます。今回任命を予定している委員は、学校教育関係者選出区分の大藪正恭氏が新規で、その他の委員5名は継続です。
教 育 長:	<p>委員が6名挙がっていますが、男女比が男性33%、女性66%と、珍しく女性が多い委員会です。</p> <p>ご意見ご質問ありますか。</p> <p>では、第18号議案「犬山市図書館協議会委員の任命について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。続いて、第19号議案の審議に入ります。
	第19号議案

教 育 長:	第 19 号議案「犬山城管理委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
加藤課長:	この委員会は、国宝犬山城天守及びその付近一帯の史跡犬山城跡の管理運営について調査及び建議するために設置され、教育委員会が委員を委嘱します。委員 9 名のうち、犬山市議会から推薦いただいた 3 名の委員を、前任者によって変わって新たに委嘱します。会議は年 2 回程度の開催を予定しています。
教 育 長:	ご意見ご質問おありでしょうか。 では、第 19 号議案「犬山城管理委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 20 号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第 20 号議案
教 育 長:	第 20 号議案「犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
坂野課長:	犬山市公民館運営審議会は、社会教育法及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例に基づき設置されています。委員は教育委員会が任命するもので、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業について審議します。今回、第 1 号の学校教育部の関係者と、第 4 号の学識経験のあるものの 2 名を新規としてお願いする予定です。その他の 3 名は継続です。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第 20 号議案「犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 21 号議案の審議に入ります。
教 育 長:	第 21 号議案
教 育 長:	第 21 号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
坂野課長:	今年度の市民展は、10 月 29 日から 11 月 5 日の期間に南部公民館で開催する予定です。犬山市民展審査会委員は教育委員会が委嘱をするもので、教育委員会の諮問に応じ、犬山市民展の入賞者の選定に関する事項について審議します。今回新たに「洋画・デザインの部」の杉田泰昌氏と「彫塑工芸の部」の石川裕氏の 2 名に委員をお願いし、その他の委員は引き続いての委嘱となります。任期は令和 5 年 7 月 31 日から令和 6 年 7 月 30 日の 1 年間で、女性比率は 37% です。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第 21 号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱について」は、お

	認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 2 2 号議案の審議に入ります。
	第 2 2 号議案
教 育 長:	第 2 2 号議案「犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について」、事務局お願いします。
坂野課長:	教育委員会が委嘱するもので、58名の方をお願いする予定です。犬山市青少年健全育成推進員には、地域の青少年の健全育成を図るため、青少年健全育成事業の一環として、有害図書自動販売機等の有害環境の発見や地域での街頭パトロールを実施し、青少年の問題行動や非行等の早期発見・早期指導、声かけ等を行っていただいています。 女性比率は29.3%で、任期は任命の日から令和6年3月31日までを予定しています。
教 育 長:	保護司会、民生児童委員（主任児童委員）、小中学校PTA会長、市内小中高等学校の生徒指導担当者、全部で58名の名前が挙がっています。 ご意見ご質問ありますか。 では、第 2 2 号議案「犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 2 3 号議案の審議に入ります。
	第 2 3 号議案
教 育 長:	第 2 3 号議案「犬山市図書館協議会規則の一部改正について」、事務局お願いします。
坂野課長:	犬山市図書館協議会の招集手順等を改正するため、一部改正します。第 3 条の第 1 項にただし書きを追加し、語句等の表現を統一するため字句の修正をします。
教 育 長:	協議会が発足した後は会長が会議を招集しますが、それまでは会長が存在しないものですから、教育委員会が会議を招集するという内容です。 ご意見ご質問ありますか。 では、第 2 3 号議案「犬山市図書館協議会規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第 2 4 号議案の審議に入ります。
	第 2 4 号議案
教 育 長:	第 2 4 号議案「犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。

大黒課長:	この協議会は、犬山市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導や個別事案に係る指導に関する事項について協議や調査するものです。委員は15名以内で、委嘱期間は、委嘱の日から令和6年3月31日までとなります。委員は、学識経験者や学校関係者などから選ばせていただき、昨年から弁護士を委員に加えています。昨年から継続の方4名、新規の方5名で、女性比率は33.3%です。
教育長:	充て職というか、この立場の方に入っていただくというようになっていますので、特に学校関係は異動があってメンバーチェンジされています。皆さん学校現場のことはわかってらっしゃる方ばかりだと思います。 ご意見ご質問ありますか。
小倉委員:	弁護士はスクールロイヤーの方ですか。
酒井 指導主事:	スクールロイヤーの方ではありませんが、最近保護者間でのトラブルもあるので、専門的な知識を持った方にもアドバイスをいただきたいということで、昨年度より弁護士の方を委員に入れさせていただいています。
教育長:	この方をお願いした経緯は分かりますか。
酒井 指導主事:	昨年度、市長より専門的な知識を持った方を委員の中に入れた方がいいのではないかと提案がありました。弁護士会に相談させていただき、この協議会に参加しアドバイスがいただける方という条件のもと、細野先生に参加していただきました。犬山市の状況や連絡協議会についての内容をご存知だということで、今年度も継続して細野先生に参加していただけないか弁護士会に提案させていただき、ご了承いただきました。
教育長:	愛知県の弁護士会からご推薦いただいたということです。昨年お務めいただいて、適切なアドバイスをいただけてよかったということで、今年度も継続してこの方をお願いしたいということです。 では、第24号議案「犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第25号議案の審議に入ります。
教育長:	第25号議案
教育長:	第25号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱について」、事務局をお願いします。
大黒課長:	令和5年度の犬山市教育支援委員会委員の委嘱については、先月の定例教育委員会でお認めいただきましたが、委員を打診したところ辞退がありましたので、委員の新たな委嘱をするものです。この変更により当委員会の女性委員が6名から7名となり、女性比率が53.8%となります。
教育長:	ご意見、ご質問ありますか。

	では、第25号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第26号議案の審議に入ります。
	第26号議案
教育長:	第26号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
大黒課長:	この委嘱につきましても先月の定例教育委員会でお認めいただいたところですが、委員を打診したところ辞退の申し出がありましたので、新たな委員を委嘱するものです。この審議会の女性が1人減り女性が1名となりますので、審議会の女性比率は7.7%となります。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。
教育長職務代理者:	この件だけでなく他の協議会についてもですが、任期の規定はあるのでしょうか。
大黒課長:	犬山市附属機関設置条例の中に市の附属機関と教育委員会の附属機関があり、それぞれで委嘱の任期を定めています。
教育長:	年度のスタートで4月1日から3月31日までというのはいいのですが、いろんな組織の人事異動でなかなかうまくいかないのが、委嘱は会をスタートする日からその翌年の前日までというようなケースが多いです。1年間とか2年間とか期限だけは定められていますので、スタートをどこに置くかは、それぞれの委員会の初日に影響してくると私は理解しています。
加藤課長:	歴史まちづくり課の関係では、基本的に2年というところが多いですが、計画策定の委員会については「計画策定まで」と附属機関の設置条例で定めています。
大黒課長:	学校教育課では、基本的に委嘱の日から年度の末までですが、小中学校の通学区域の審議をするときには審議期間という定めです。
教育長:	何期かというのは委嘱期間が1年だとすると、2年、3年続けば2期、3期になってくるということですね。 ご意見ご質問ありますか。 では、第26号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。

坂野課長：	<p>令和5年5月18日から令和5年6月12日の期間に後援名義使用の承認をした事業は新規事業が1件、継続事業が8件です。</p> <p>新規事業は、事業No.5「立体芸術の夏期講座」です。栗栖地区を中心に和太鼓や雅楽、美術を題材とした市民活動を展開している「ラインの里創作館」が主催で、栗栖地区の工房において立体芸術、彫刻の体験学習講座を行います。ラインの里創作館は犬山市の市民活動団体に登録があり、栗栖地区のほか、可児市や美濃加茂市等においても活動を展開しています。</p>
教 育 長：	<p>継続のものは、最初に受けた時点で審査されています。それと同様の事業であれば継続して承認するということがありますが、新たに出された「立体芸術の夏期講座」も審査に諮ったところ適切であるということで認めることになったものです。特によろしいですか。ではお認めいただいと理解します。</p> <p>次に「令和5年6月定例議会について」、事務局お願いします。</p>
部 長：	<p>教育委員会の提出議案としては、前回の定例教で示した条例案件3件のほか、補正予算として給食費無料化等にかかる補正予算を計上しました。昨日が最終日で、提案した全ての議案について可決をいただきました。</p> <p>一般質問については、資料をつけさせていただきました。質問された17名の議員のうち、9名から教育委員会の所管業務に係る質問がありました。内容の詳細については資料をご参照ください。</p>
教 育 長：	<p>何か気になることはありますか。教育に関する質問が満載ですが、これについては後日でも結構ですから、何かお聞きになりたいことがありましたらお申し出いただけたらと思います。</p> <p>次に「犬山学び場「みらい」について」、事務局お願いします。</p>
野口 指導主事：	<p>犬山学び場「みらい」は、希望する中学生を対象に自習形式で学習を行い、支援員がしっかり質問に答えたり、学習を見守ったりする等の学習支援を行う場を設けています。そうした環境を提供することで自ら学ぼうとする意欲を高めるとともに、よりよい学習習慣の確立、基礎学力の定着を図ると同時に、地域の教育力の向上を期待するものです。</p> <p>令和4年度は参加者合計36名。指導員合計12名を市内4ヶ所に配置し、取り組みを進めてきました。コロナの影響もあり多少募集を控えましたので、全体の参加者はやや少ない状況でした。参加意識も個人会場によって差があったかなと感じています。</p> <p>令和5年度については、8月以降の土曜日に年20回、2時間ずつ4会場で行いたいと思っておりますが、参加生徒については各会場15名程度、合計60名程度を募りたいと思っております。これについては、すでに各校に案内させていただいたところです。支援指導員も、今1名欠員募集中ですが、12名を各会場に配置したいと思っております。</p> <p>私も去年実際に足を運び、子どもたちの頑張っている姿を見てきまし</p>

	<p>た。本当にいい取り組みだと思いますので、大勢の子どもが参加をして、自分に自信を持って将来を生きていく基礎になるといいなと思います。</p>
教 育 長:	<p>もともとは貧困対策ということでスタートしたのですが、あまりそれにこだわらず、塾へ行きたいけれどなかなか行けない子たちの学習支援をするのが一番のねらいです。もしこの状況がご覧になりたければ、教育委員会の方にお電話いただければ、事務局の職員と共にご覧いただくことも不可能ではありませんので、遠慮なくお申しつけいただけたらと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>次に「7月・8月行事予定表について」、事務局お願いします。</p>
野口 指導主事:	<p>あと3週間で授業終了の日を迎えることになります。学校は少し寂しくなりますが、夏休みに子どもたちも先生方もしっかり充電して、また9月に出会えたらと思います。</p> <p>8月に関しては、8月9日から15日まで、会・行事を行わない期間、学校閉校日・幼稚園閉園日としていただきますのでお願いします。8月は各校で出校日等が設けられ、9月1日から学校が始まります。</p> <p>なお7月28日、8月22日に定例教育委員会を予定していますので、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長:	<p>行事計画表は学校教育が中心で、他にも教育委員会全体ではいろいろな会合等がありますが、入っていませんね。教育委員の皆さんも少し覗いてみたいというご希望があるかもしれないので、全部網羅することは不可能かもしれませんが、わかる範囲で示していただけたらと思います。</p> <p>犬山は、夏休みは実質15日からスタートします。学校管理規則等からいくと本当は21日から夏休みに入るわけですが、暑い中で1時間以上かけて登校し、下校する子ども達のことを考えると、暑い時期は早めに休みにさせてあげた方がということで、これは教育委員の皆さんもご理解をいただけることだと思います。犬山の場合には15日から実質夏休みに入るということですから、ご承知おきください。</p> <p>では「犬山市子ども・子育て会議委員の委嘱について」について、事務局お願いします。</p>
上原課長:	<p>子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき会議を設置し、委員は犬山市子ども・子育て会議条例に基づき、市長が委嘱するものです。この会議では、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況の調査審議を行い、今年度は2回程度開催予定です。</p> <p>委員は20名で女性比率60%、20名中9名が再任です。</p>
教 育 長:	<p>委員の委嘱等でも付議事件で出すものと協議・連絡で出すものと扱いが違うのは、付議事件は教育委員会が委嘱をするもの、協議・連絡は市長が委嘱をするものです。このように分けて表記されていますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>

	<p>では「令和5年度困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会発達に障がい（凸凹）のある子どもへの上手な支援」について、事務局お願いします。</p>
坂野課長：	<p>昨年度に続き今年度も「発達に障がい（凸凹）のある子どもへの上手な支援」研修会ということで、NPO 法人アジャスト代表理事の清長豊先生を講師にお迎えして、南部公民館で8月23日から1月31日まで、3回の講座の開催を予定しています。いずれも午後1時15分から午後3時に開催する予定です。発達障がいのある子どもたちへの支援に関心のある方は、どなたでも無料で参加いただけます。</p>
教 育 長：	<p>清長先生は犬山市の学校現場もお世話になっている方で、学校現場も非常に信頼を置いている方です。南部公民館で年間3回研修会を行うということで、参加費は無料。電話かメールで申し込んでくださいということです。ご興味があれば、教育委員会へ電話いただければ参加していただけますので、よろしくお願いします。</p> <p>これについてどうですか。</p> <p>では「青少年センター紹介カードについて」、事務局お願いします。</p>
坂野課長：	<p>これまでも犬山市青少年センターの悩み相談窓口については、平日の9時から17時、文化スポーツ課内に「犬山市青少年センター」という形で専用電話を開設して相談案件等に対応しているところです。時間外も専用の留守番電話を設置していますので、そちらに電話をいただければ対応しています。</p> <p>昨年に続き、いじめ・不登校等で悩んでいる児童生徒やその保護者の方々に相談窓口があることを紹介するため、青少年センターの紹介カードを作成して、市内の小中学校及び高等学校の全児童及び生徒に配付します。このカードについては祭事等でも配付し、活用していただけるように取り組んでいるところです。</p>
教 育 長：	<p>子どもたち、あるいは保護者の方がご相談いただく先というのは随分たくさんあります。特にこの「犬山市青少年センター」は文化スポーツ課で梅村先生にやっけていただいているもので、電話相談ももちろんですが、実際に子どもや保護者が来て面談をして、色々アドバイスをしています。報告書も見せていただいています。随分数があります。相談してよかったと思うから多分来ていただいていると思います。相談して、なんだこんなものと思ったら多分2回目は来ないだろうから、それなりの役割を果たしていると思っています。子どもたちに配るので、何かあったらぜひここへ相談してみたらとアドバイスをいただけたらと思います。</p> <p>では「犬山城みらいサポーターの募集について」、事務局お願いします。</p>
加藤課長：	<p>「犬山城みらいサポーター」は、未来を担う子どもたちが主役になり、</p>

	<p>犬山城に愛着を持って、市民の力で美しく犬山城を後世に引き継ぐために募集を行うものです。またこの取り組みは、近世城郭の天守群による世界遺産登録を目指す市民活動の一つとして発展させていきたいと考えています。</p> <p>令和5年度は小学生から中学生までを対象にして30名の募集を行い、来年度以降は追加で募集をしていこうと思っています。募集期間は7月14日から7月24日までで、7月号の広報に載せて募集します。主な特典は、お客さんがいない中で犬山城天守の床みがきを体験できることで、基本的な活動の取り組みの柱にしています。キックオフのセレモニーを8月20日の夕方に文化史料館2階で行い、そのまま犬山城の天守に移動して、閉城後の5時15分から6時までの間で床みがきを行います。主な活動として床みがきと、参加した方たちのSNSでの情報発信と、この皆さんと一緒に犬山城関連イベントを企画して年に1、2度行い、犬山城に対する理解を深めながら後世に美しく引き継いでいきたいということで募集します。</p>
教育長:	<p>例えば、犬山城にすごく関心のある犬山の子だったら、いつでも行きたい時に犬山城に行ける無料パスのようなものがあるといいなと思いました。</p>
加藤課長:	<p>今の段階ではここまでしか書いていませんが、今、主に子育ての市民活動団体の方と打合せをしています。その中で、どんな特典がいいのか考えながら進めていきたいと思っています。</p>
教育長:	<p>他どうですか。皆さん同じようなことを思ったというのは、教育委員会の皆さんの総意だとお伝えいただけたらと思います。</p>
堀委員:	<p>家族で行けるといいなと思いました。</p>
加藤課長:	<p>小学生は保護者が床みがきに同伴していただかなければならないので、一緒に参加できると考えています。</p>
小倉委員:	<p>ざっくり年間何回あるとか、この先の予定は何かありませんか。</p>
加藤課長:	<p>今後更に追加していきたいと思っています。</p>
教育長:	<p>まだこれから考えていかなければならない部分が多いかもしれませんね。ただ中学校卒業後は運営側のサポート役にまわるということなので、それこそ犬山城へ来る観光客のガイドをしたりすることになると思います。</p>
田中委員:	<p>サポーターなので、参加したお子さんたちにどういうことをやってみたいか考えてもらうとか、むしろ子どもたちのアイデアを出してもらった方がいい意見が出るかもしれない。それも活動の中に含めるといいかなと思いました。</p>
加藤課長:	<p>皆で作って上げていきたいと思っています。</p>
教育長:	<p>なるべく子どもたちが、自分たちの意見が取り入れられたというような思いを持って活動できるのが一番いいと思います。</p>
教育長職務代理者:	<p>目的の最後に「世界遺産登録に向けた」とありますが、世界遺産登録に向けて動いているのでしょうか。また、未来サポーターの任期は</p>

	どこまで続けるものですか。
加藤課長:	<p>犬山城は単体ではなく、現存天守のうちの国宝五城を「近世城郭の天守群」ということで世界遺産登録を目指しています。その中で姫路城はもう既に単体で登録されていますし、彦根城は個別で登録をしたいということで別で動いています。今残りの犬山城・松本城・松江城の3つが、何とか他の2つの城も取り込んで国宝五城の近世城郭で登録したいということで活動をずっと続けているところです。</p> <p>近世城郭の天守群による世界遺産登録を目指すにあたっては、市民活動、市民の機運醸成、参加は非常に重要視されるので、この活動をやり始めたところです。参考までに、松本城も松江城も既に床みがきを行っていて、犬山城が一番後発で、何とか皆さんについていきたいという思いで昨年度始めました。また、松本城・松江城も、大きな企業を巻き込んだ大きな組織を既に持っていて、それにもついていきたいというのもあり、今回お子さんたちを対象にさらに絞り込んだグループを立ち上げたいということで、サポートの募集を行いました。</p> <p>世界遺産にもし登録されたとしても、犬山城の保存、継承の取り組みは全く変わりません。世界遺産登録が終わった後でも当然サポーターは続いていきますし、ずっと続けていきたいと考えています。任期は一旦入っていただいたら、ご自身で辞めると言われるまでです。</p>
教育長:	<p>よろしいですか。</p> <p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者が結構ひどいことをしている。いじめる側の子が、一体何でそんなことをするのかということをしちんとしなければいけない。加害者自身が、何か問題を抱えているのではないか。 ・大事なのは、楽しかったから物を隠したというのと、人を傷つけて楽しいと感じる心理が通常かどうかという部分。相手の人権をどのように感じているのか、これは教育として大事だと思う。やられた側の子を守るのは当たり前だが、やった側の子をどう更生させるか、その子を指導する過程を他の子にも見てもらうのは非常に大事。それは、こういうことがあるとそれだけ叱られるとか、やってはいけないと指導されるということ。「子ども人権宣言」が世界でも出されているが、こういったことを機に、なぜやってはいけないのかということを入権教育の始めとして少ししてもらおうと、いじめの抑制にも繋がるのではないか。 ・もちろんいじめを受けた児童生徒のことは大事だが、それ以上にやっ

	てしまった子が、心や家庭環境に色々抱えていることが多い。やっ てはいけない、握手して仲直りで終わるのではなく、ここからが始まり だと思う。現場は、やってしまった方の子の家庭環境にも重点を置いて 見てもらえたらありがたい。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。
	教職員の非違行為防止について、討議を行った。 〈非公開〉
	その他
教育長:	これまで4年間「教育委員と市民との意見交換会」を4課順番でやっ てきています。もう一回りしたからいいのか、やっぱりやるべきか、今 年度設定するかどうかについてご意見を伺いたいと思います。それぞれ お考えを持ってまた次の会議に臨んでいただけたらと思います。
	閉会
教育長:	これをもちまして、6月定例教育委員会を終了（12：00）させて いただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 7月28日（金）10時 201・202会議室